

平成 29 年 5 月 17 日

各 位

常 盤 工 業 株 式 会 社  
代表取締役 大窪 利昭

### 建設業法に基づく営業停止処分について

このたび弊社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反により、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、本年 5 月 17 日付で国土交通省関東地方整備局より、下記のとおり建設業に係る営業停止処分を受けました。

本件に関しまして、お取引先様をはじめ関係者の方々に多大なご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続き法令遵守、企業倫理の更なる徹底を図り、信頼の回復に努めていく所存でございますので、何卒ご理解賜われますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 営業停止処分の対象となる営業の範囲  
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
- 2 期間  
平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの 30 日間

以上

【本件に関するお問合せ先】

取締役総務部長 佐久間 稔

TEL : 03-3262-9181

FAX : 03-3262-9200